

# ごみの減量化・資源化にご協力を

資源化にご協力を

## 東埼玉資源環境組合 第二工場の状況

市内から排出される可燃ごみは、越谷市にある東埼玉資源環境組合の第一工場処理されています。

可燃ごみの量は、市民の皆さんや事業者の皆さんのご協力により、前年の7月末日現在と比較すると、全体の1・75パーセント(1673トン)とわずかな減りがあります。第一工場に搬入される可燃ごみの量は、昨年で27万3179トンと膨大な量です。

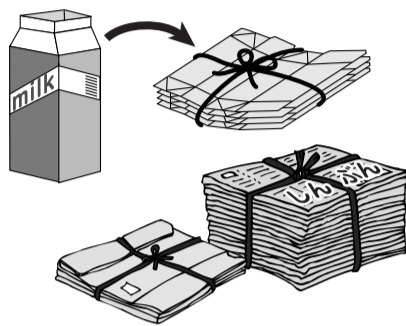
第一工場のごみ処理施設は、建設後10年が経過し、定期的なメンテナンスを行っています。経年劣化は認めませんが、ごみを焼却する際のカロリー値が上昇しており、焼却できる量が減少していることから、更にごみの減量化が必要となっています。

特に、可燃ごみ全体の約25パーセントを占める再生可能な紙・布類については、資源ごみとして分別の徹底をお願いします。

## 家庭でのごみ減量化

1 リサイクル可能な紙類を次の品目ごとに分別して、月2回実施している資源(紙・布類)の収集日や地域の子ど

も会などが行う集団回収の日に出してください。



①段ボール1メートル四方以下にたたんで、ひもで十字に縛る。

②新聞紙(広告を含む) 新聞専用の袋に入れて、ひもで十字に縛る。

③雑誌、書籍ひもで十字に縛る。

④その他の雑紙類(包装紙、封筒、ティッシュペーパーの箱、菓子の外箱など) 紙袋に入れるなどして、ひもで十字に縛る。

⑤ビニール、プラスチック、銀紙、ゴム類は取る。

⑥牛乳パック洗浄、開封、乾燥させてからひもで十字に縛る。

※牛乳パックは、市内の公共施設等にある回収箱でも回収しています。

次の資源とならない紙類は、燃えるごみに出してください  
●アイロンプリントシートなどの捺染紙 ●ビニールコー

ティンケされた紙 ●シール類 ●ロール紙 ●フルカーボン紙 ●酒類のパック ●銀紙 ●写真など

2 生ごみの水分は、よく切っ出て出してください(水分もごみ処理費用に含まれてしまいます)。

3 食料品は、計画的に購入し、調理や保存を上手に行って、無駄や廃棄を少なくしましょう。

## ペットボトルの拠点収集

市役所を始め、市内13の公共施設等で、ペットボトルの拠点収集を行っています。  
なお、八潮団地と伊草団地は、ペットボトル収集モデル地区としてビン・缶の収集日に別途収集しています。

ペットボトルの収集を行う施設(各施設の開館時間内にお持ちください)

- 市役所 ●すえひろ荘 ●リサイクルプラザ ●八條公民館 ●図書館 ●資料館 ●やお生涯楽習館 ●エイトアリーナ ●八幡公民館 ●図書館 ●保健センター ●文化スポーツセンター ●寿楽荘 ●ゆまにて ●シルバー人材センター

## せん定枝・刈り草の受け入れ

東埼玉資源環境組合の堆肥化施設では、一般家庭で発生した「せん定枝・刈り草」の個人の持ち込みを受け入れていません。(事業者の持ち込みは、別途市へお問い合わせください)

日曜日・金曜日(祝日を除く) 午前9時～正午、午後1時～4時

場 東埼玉資源環境組合第一工場西隣(越谷市増林3-2-1) 注意事項 ①長さ1メートル以内、太さ直径15センチメートル以内 ②枝と草は分ける ③根の部分は取り除く ④シユロ、竹、笹は持ち込み不可 ⑤針金、ビニールで縛ってあるものは取り除いて搬入

東埼玉資源環境組合資源リサイクル課 ☎936・1251

## 事業所でのごみ減量化

会社や工場、商店などの事業所から出る再生可能な紙類は、リサイクルしてください。  
紙類を分別(①段ボール、②新聞紙、③コピー用紙などのオフィスペーパー類、④雑誌・パンフレットなど)して、ごみ収集許可業者やお近くの古紙回収業者(古紙問屋)にお出してください。ごみの資源化になります。なお、古紙回収業者等が不明な場合は、リサイクル推進課へお問い合わせください。

## ごみカレンダー

家庭ごみの正しい分け方・出し方や各ごみの収集日などを掲載した「ごみカレンダー」は、市役所を始め、市内公共施設の窓口で配布しています。また、市のホームページでも「ごみカレンダー」がご覧になれます。

# 10月から介護保険の施設サービス等の利用者負担が変更されます

在宅と施設の利用者の公平性を保つため、介護保険施設等での居住費、食費が保険給付の対象外(自己負担)となります。

居住費とは:施設の利用料(減価償却費)+電気、ガス、水道等の光熱水費に相当する費用

食費とは:食材料費+調理コストに相当する費用(栄養管理は保険給付対象)

## 対象となる施設・サービスと自己負担となる費用

- ・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設における居住費と食費
- ・ショートステイにおける居住費と食費
- ・通所介護・通所リハビリテーションにおける食費

## 所得の低い人は負担が軽減されます

利用者負担段階が第1段階から第3段階の方は、申請により負担が軽減されます。

利用者負担段階	対象者
第1段階	・市民税世帯非課税で高齢福祉年金を受給している方 ・生活保護を受給している方
第2段階	・市民税世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円以下の方
第3段階	・市民税世帯非課税で、利用者負担第2段階該当者以外の方(合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円を超え266万円以下の方) ・市民税課税層における特例減額措置(注)の適用がある方
第4段階	・本人は市民税非課税で、世帯内に市民税課税者がいる方 ・本人が市民税課税の方

(注)特例減額措置の対象は、以下の要件すべてを満たしている方  
1.市民税課税者がいる世帯で高齢夫婦などの世帯(単身世帯は除く) 2.世帯員が介護保険施設の「ユニット型個室」・「ユニット型準個室」または「従来型個室」に入り利用者負担段階第4段階の食費・居住費を負担している。 3.世帯の年金収入から施設の利用者負担(1割負担、食費、居住費)を除いた額が80万円以下である。 4.世帯の預貯金などの額が450万円以下である。 5.介護保険料を滞納していない等。

## 特別養護老人ホーム入所者の利用者負担の変更例

(単位:万円/月)

利用者負担段階	【現行】		【10月以降】	
	利用者負担計	1割負担	利用者負担計	1割負担
第1段階	2.5 (4.5-5.5)	1.5	2.5 (5.0)	1.5
第2段階	4.0 (7.8-8.0)	2.5	3.7 (5.2)	1.5
第3段階	4.0 (7.8-8.0)	2.5	5.5 (9.5)	2.5
第4段階	5.6 (9.7-10.7)	3.0 (3.1)	8.1 (12.8)	2.9 (2.6)

注1)表中の( )内はユニット型の個室の場合 注2)要介護5のケース 注3)利用者負担段階第4段階の10月以降の居住費・食費については利用者と施設の契約により設定

## 介護老人保健施設入所者の利用者負担の変更例

(単位:万円/月)

利用者負担段階	【現行】		【10月以降】	
	利用者負担計	1割負担	利用者負担計	1割負担
第1段階	2.5	1.5	2.5 (5.0)	1.5
第2段階	4.0	2.5	3.7 (5.2)	1.5
第3段階	4.0	2.5	5.5 (9.5)	2.5
第4段階	5.9	3.3	8.3 (13.0)	3.1 (2.8)

## 介護療養型医療施設入所者の利用者負担の変更例

(単位:万円/月)

利用者負担段階	【現行】		【10月以降】	
	利用者負担計	1割負担	利用者負担計	1割負担
第1段階	2.5	1.5	2.5 (5.0)	1.5
第2段階	4.0	2.5	3.7 (5.2)	1.5
第3段階	4.0	2.5	5.5 (9.5)	2.5
第4段階	6.3	3.7	8.9 (13.9)	3.7 (3.7)

☎ 高齢いきがい課 ☎ 443